

山口台は「孫子の代まで誇れるまちづくり」を目標に、地権者ひとりひとりの理解と総意に支えられた土地区画整理事業によって、良質な環境基盤が整備されました。

「山口台環境保全協定」は、良好なまちとしての環境は自分たちで守り育てるという考えのもと、住まい手(地権者)相互の約束事(ルール)として交わされた協定です。ここでは皆様からのご相談が多い項目について協定から一部を抜粋してご案内しています。もう一度「山口台環境保全協定」をご確認いただき、緑豊かな“わがまち山口台”の美しい環境を皆で守り育てていきましょう。

[山口台環境保全協定*1987年(昭和62年)11月28日制定]

建物の形態 色彩

- ◆良好な住宅地としての環境にふさわしい落ち着いた佇まいとし、外壁及び屋根等外部から望見できる部分の色彩は刺激的な原色を避けて周辺と調和する色調とします。
- ◆道路及び隣地に面する部分の擁壁上へは構築物を突出できません。

緑化帯

道路と宅地の隔絶された関係を取り払い、緑豊かな沿道にしたいという考えから緑化帯が作られました。宅地のうち道路と接する一定幅の空地で白タイルと植栽で構成されます。

- ◆緑化帯に工作物等を築造又は設置することはできません。

※緑化帯に設置されがちな工作物の例示【看板・門柱・門扉・ポスト・階段】

- ◆緑化帯には建物や門、塀、柵、構築物等は設置できませんが、カーポートや玄関までのアプローチ、電柱や宅内柵等土地利用上必要最小限のものは設置可能です。

- ◆緑化帯の形質を変更する場合は周辺との秩序を乱さないものとし、植栽部分は敷地の間口の40%以上を確保して下さい。

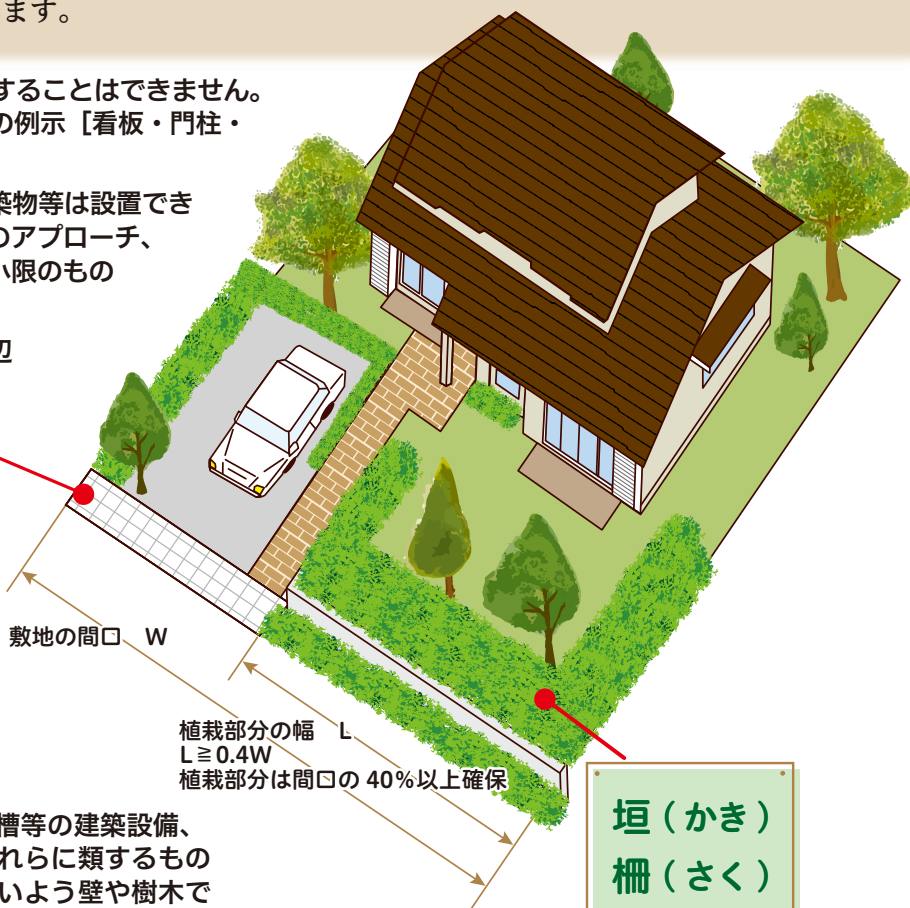
※緑化帯については裏面でも解説しています

屋外 附帯設備

- ◆建物に附帯する空調屋外機、受水槽等の建築設備、集合住宅のごみ集積所、その他これらに類するものは、宅地外からの美観を損なわないよう壁や樹木で囲む等の配置上の配慮をします。

- ◆テレビアンテナは各建物には設置しません(※)。

※協定の策定時、一般的なテレビアンテナは魚の骨に似た形の「八木式アンテナ」でした。区画整理事業で小田急ケーブルテレビ(OCV=現 J:COM)の設備を整え、景観を阻害するアンテナ設置を禁止しましたが、その後 OCV 以外の事業者と契約する方々からパラボラアンテナの設置を認めて欲しいと要望されました。放送事業をめぐる当時の状況から、やむを得ないと判断し宅地外からの美観を損なわないよう配慮を求めた上で設置を了承した経緯があります。現在パラボラ以外にも様々な形状のアンテナがありますが、協定では原則として各建物へのアンテナ設置を禁止していることをご理解下さい。



垣(かき)
柵(さく)

- ◆道路に面する場所に設ける垣もしくは柵の構造は、生垣または透視可能なネットフェンス等とします。
- ◆隣家との間に設ける垣柵は、生垣を取り入れるなど周辺への影響を配慮したものにします。

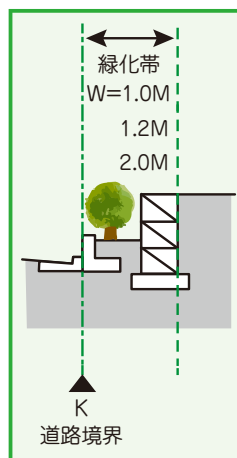
緑化帯の解説

* 続き

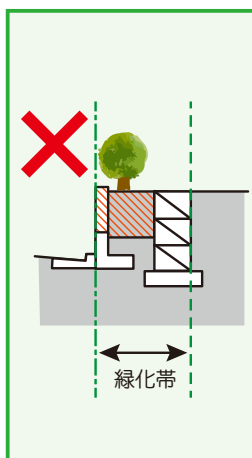
緑化帯の樹木剪定や除草は土地所有者の方をお願いしています。
緑化帯をはじめ所有地の緑の良好な維持管理にご協力下さい。



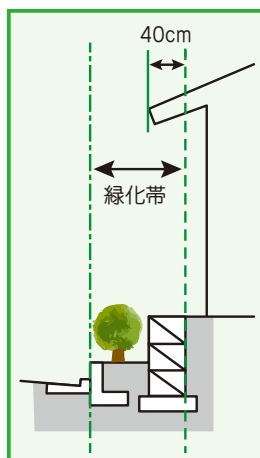
緑化帯



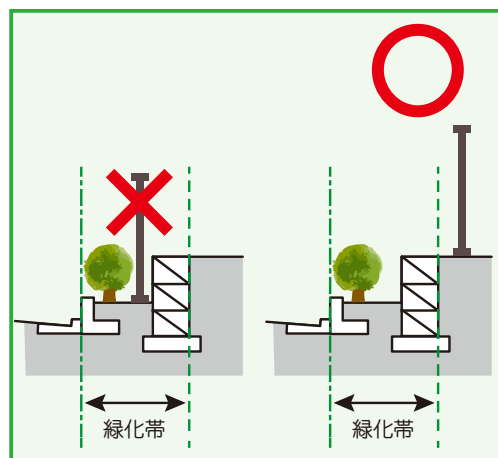
緑化帯構造物の増し積みはできません



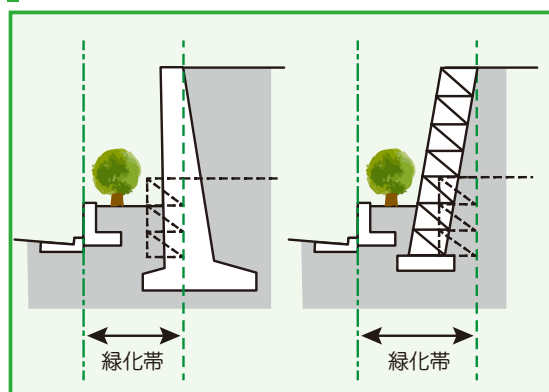
軒、庇、2階に設ける出窓等は40cmまで可



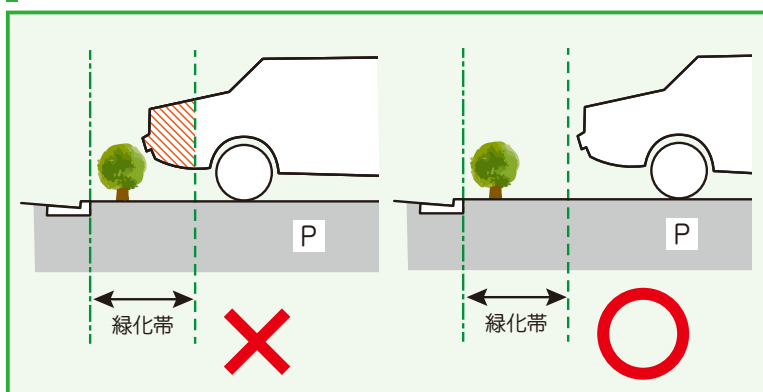
緑化帯には門、塀、柵、構築物等は設置できません



緑化帯の形質を変更する場合
(玄関までのアプローチを変えるなど)
下図の変更は可。事前に委員会へご相談下さい。



緑化帯をカーポートにはしません。
緑化帯の白タイルと植栽は緑が連続する美しい街並みを作っています。
この景観が車両のはみ出しで途切れることのないように配慮しましょう。



新築／建替 外構工事

工事をご計画の際は委員会にご相談下さい。特に緑化帯の形質変更をとまなう場合は事前の協議が欠かせません。工事のスムーズな進行のためにも事前協議にご協力下さい。

- ◆ 建築物を計画する場合、その土地の所有者等は委員会に計画内容の説明を行い、協定に関する同意を得ます。
- ◆ 建築その他の工事を行う場合、その土地の所有者等は工事施工者名、工事内容、工事期間、既設構造物の保護対策等を委員会に届出するとともに、工事箇所には工事の責任者名、緊急連絡先等を明示します。

環境保全委員会は川崎市の「地区まちづくりグループ」に登録されています

地区まちづくりグループは身近な住環境の維持・改善のため自ら取り組んでいる団体です。(川崎市地区まちづくり育成条例)市のホームページで「山口台自治会」と検索すると委員会の活動概要や『環境保全協定書』、『まちづくりの制度ガイドブック』等の資料もご覧いただけます。